

現在の設備に追加を行う場合に必要となる成果物を朱書した一覧（特記仕様書抜粋）

※提案において設備追加を行う場合に、その追加内容により必要となる成果物を朱書表示しています。

3. 成果物
実施設計

成 果 物	縮 尺	適 用
<p>a. 建築（総合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築（総合）設計図 <ul style="list-style-type: none"> 建築物概要書 仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図（各階） 平面詳細図 部分詳細図（断面含む） 建具表 外構図 総合仮設計画図 ・ 工事費概算書 <p>b. 建築（構造）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築（構造）設計図 <ul style="list-style-type: none"> 仕様書 伏図（各階） 軸組図 部材断面表 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 ・ 構造計算書 ・ 耐震補強図 ・ 工事費概算書 <p>c. 電気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気設備設計図 仕様書 		<p>※建築物概要書、面積表、求積図、配置図、全体平面図、全体立面図、外構図等は、敷地全体及び建物全体を対象とする。</p> <p>※改修部分のみカラーとし、分かりやすく作成すること。</p>

現在の設備に追加を行う場合に必要となる成果物を朱書した一覧（特記仕様書抜粋）

※提案において設備追加を行う場合に、その追加内容により必要となる成果物を朱書表示しています。

成 果 物	縮 尺	適 用
<p>敷地案内図 配置図 電灯設備図 動力設備図 雷保護設備図</p> <p>受変電設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 インターホン設備図 テレビ共同受信設備図 テレビ電波障害防除設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 防犯・入退室管理設備図 火災報知設備図 構内配電線路図 構内通信線路図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気設備設計計算書 ・ 工事費概算書 <p>d. 機械設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空気調和設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 屋外設備図 ・ 給排水衛生設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 衛生器具設備図 		<p>(外部保護図、内部保護図、電磁インパルスに対する機器の保護図、雷保護領域図、SPDによる防護図他)</p> <p>※改修部分のみカラーとし、分かりやすく作成すること。</p>

現在の設備に追加を行う場合に必要となる成果物を朱書した一覧（特記仕様書抜粋）
 ※提案において設備追加を行う場合に、その追加内容により必要となる成果物を朱書表示しています。

成 果 物	縮 尺	適 用
<p>給水設備図 排水設備図 消火設備図 屋外設備図 ・昇降機設備設計図 昇降機設備図 ・空気調和設備設計計算書 ・給排水衛生設備設計計算書 ・昇降機設備設計計算書 ・工事費概算書</p> <p>e. 建築積算 ※建築工事積算数量算出書 ・建築工事積算数量調書 ・見積書等関係資料</p> <p>f. 電気設備積算 ※電気設備工事積算数量算出書 ・電気設備工事積算数量調書 ・見積書等関係資料</p> <p>g. 機械設備積算 ※機械設備工事積算数量算出書 ・機械設備工事積算数量調書 ・見積書等関係資料</p> <p>h. その他 ・透視図 ・概略工事工程表 ・維持管理費の算出 ・UD チェックリスト ・建築・設備設計委託業務 チェックリスト<試行版></p>		<p>数量算出書、数量調書については、複数者による検算を行うこと。</p> <p>e. に同じ。</p> <p>e. に同じ。</p>

現在の設備に追加を行う場合に必要となる成果物を朱書した一覧（特記仕様書抜粋）

※提案において設備追加を行う場合に、その追加内容により必要となる成果物を朱書表示しています。

成 果 物	縮 尺	適 用
<ul style="list-style-type: none">・ 住民説明等の資料・ 建築審査会資料 <p>i. 資 料</p> <ul style="list-style-type: none">・ 各種技術資料・ 構造計算データ・ 各記録書		

現在の設備に追加を行う場合に必要となる成果物を朱書した一覧（特記仕様書抜粋）
※提案において設備追加を行う場合に、その追加内容により必要となる成果物を朱書表示しています。

成 果 物	縮 尺	適 用
1) 構造部・構造計算書・関係図面については、各設計図面が確定する前に、監督員に提出して審査を受けるものとする。		

- 注) : 建築（構造）の成果物は、建築（意匠）実施設計の成果物の中に入れることができる。
- : 設計図は、適宜、追加してもよい。
 - : 成果物は、監督員の指示により、製本とする。
 - : 電子データ等の提出については、「福島県電子納品運用ガイドライン(案)」、「建築設計業務等電子納品要領」及び「建築CAD図面作成要領(案)」による。